

奈良市プロポーザル審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の単位)

第2条 委員会は、プロポーザル方式（本市における随意契約の締結に当たり、公募又は指名により複数の相手方からその契約に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った相手方を選定する方式をいう。）により選定した相手方と締結する契約（以下「当該契約」という。）ごとに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から相手方を選定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする相手方と利害関係を有する場合は、議事に加わるできない。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)の規定の例による一般職の職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、当該契約を所管する課等において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。